

〒555-8501

大阪府大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号

大阪市西淀川区役所保健福祉課内

西淀川区民生委員児童委員協議会会長 布村

三保子 様

寄 附 金 受 領 証 明 書

住 所 大阪府大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号 大阪市西淀川区役所保健福祉課内

氏 名 西淀川区民生委員児童委員協議会会長 布村三保子 様

寄附金額 ￥ 30,000 —

ふるさと岩手応援寄付として、上記金額を受領いたしました。

領収日 令和3年3月16日

令和3年4月7日

岩手県知事 達増 拓也



※本受領証明書は確定申告等の際、税金の控除に必要な書類となりますから、大切に保管してください。

(注1) 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書には本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

(注2) 所得税の確定申告書を提出しない者及び給与所得者で年末調整を受けた者又は年金所得者で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書を寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市区町村へ提出し申告をしてください。